

## ◎文化庁補助事業を活用するうえでの条件

- ・屋内・屋外共通でつかえる機能を備えている場合  
⇒先行整備する屋内展示（第1期整備）でコンテンツ制作可能。  
（例）多言語解説・詳しい解説の提供、デジタル映像による解説等
- ・3階テラス及び屋外のみで使うコンテンツとする場合  
⇒補助事業で実施する場合は、屋外展示（第2期整備）で対応。

## ◎最先端デジタル技術の展示への導入と今後の継続性

- ・最大の課題＝提供するデジタルコンテンツの更新とそれに係るコスト  
（参考）みえつタイムクルーズ：
    - ・H27.4以降、2回の内容更新
    - ・貸出用スマホもH30.3までにすべて新端末に更新。
- ⇒移動端末と体験コーナー（固定端末）でのすみわけ。  
体験展示で、最先端でより没入感のあるデジタル映像を提供。  
⇒個人の携帯端末でも利用可能なアプリの開発等。  
貸出用端末の保有台数をできるだけ抑える。